参考

**大阪府教育委員会会議のオンライン会議システムによる出席について（案）**

(趣旨）

第１条　この内規は、大阪府教育委員会会議規則第２条第３項の規定に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）によって大阪府教育委員会会議（以下、「会議」という。）に教育委員が出席する際に必要な事項を定めるものとする。

 (会議への出席)

第２条　教育長及び教育委員の会議への出席は、会議の場に現に出席することにより

行う。

２　前項の規定にかかわらず、教育長が次の各号に該当すると認める教育委員は、オンライン会議システムを利用して会議に出席することができる。

　一　災害その他の理由により交通が途絶している場合

　二　感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合

　三　他の重要な用務との兼ね合いで、府庁に移動するいとまがない場合

　四　臨時の教育委員会会議が招集された場合

３　オンライン会議システムによる教育委員会会議への出席は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定による会議の出席とみなす。

４　前項の場合において、映像又は音声が送受信できなくなり、復旧が認められない場合には、その時から退席したものとみなす。

５　オンライン会議システムによる出席は、情報の機密性を確保できる場所又は教育長があらかじめ指定した場所で行わなければならない。